第二回館山市議会定例会会議録（第三号）

一、昭和五十五年七月一日（火曜日）午前十時
一、館山市役所議場
一、出席議員　二十七名

一番	神田守隆	二番	石井謀
三番	網島憲治	四番	横溝功
五番	福原勤	七番	古賀礼四郎
八番	石井昌治	九番	松下正己
一一番	林豊	一二番	栗原一雄
一三番	近藤好雄	一四番	渡辺昭夫
一五番	伊藤幸太郎	一六番	押元稔
一八番	流山源次郎	一九番	石井燁久
二〇番	石井武敏	二一番	吉田勇治郎
二二番	藤田益治	二三番	菊井敏博
二四番	和田一郎	二五番	五十嵐昇
二六番	伊賀多朗	二七番	石井正
二八番	安澤徳順	二九番	安西益男
三〇番	山口康		

一、欠席議員　二名
一〇番　宍戸寿夫　一七番　黒川平治
一、出席説明員
第一号より監査委員を除く。
一、出席事務局職員
第一号に同じ
一、議事日程（第三号）
昭和五十五年七月一日午前十時開議

日程第一
議案第三十八号　館山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
議案第三十九号　館山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
日程第二　議案第四十号　非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
日程第三　議案第四十一号　昭和五十四年度館山市一般会計補正予算（第六号）の専決処分の承認について
日程第四　議案第四十二号　昭和五十五年度館山市一般会計補正予算（第一号）の専決処分の承認について
日程第五
議案第四十三号　安房郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定について
議案第四十四号　館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第四十五号　工事請負契約の締結について
議案第四十六号　字の区域及び名称の変更について
議案第四十七号　館山市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第四十八号　館山市学校安全共済掛金徴収条例の

一部を改正する条例の制定について

議案第四十九号　市営土地改良事業の施行について

日程第六　請願第三号　市区町村社会福祉協議会の法制化並びに拡充強化に関する意見書の提出を求める請願書

開議　午前十時五分開議

○議長（石井　正君）　本日の出席議員数二十四名、これより第二回市議会定例会第三日の会議を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の日程表により行います。

議案の上程

○議長（石井　正君）　日程第一、議案第三十八号及び議案第三十九号館山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを一括して議題といたします。

質疑応答

○議長（石井　正君）　御質疑を願います。

○一番（神田守隆君）　三十八号の市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認ということについて質問をいたします。

私は、この地方税の改正ということは、市民にとって、特に所得の低い勤労市民にとってはどういうように具体的になるのか。減税になるのか、増税になるのかというところから問題を考えているわけで、まず館山の市民の所得階層がどのようになっているのか御説明を願いたいと思うわけです。すなわち、所得額ということから見た場合、どのような所得階層にどの程度、どういうふうに館山市民が分布しているのか。それについての御説明をお願いいたしたいと思います。

それから、標準世帯で課税最低限が百四十九万から百五十八万四千円に引き上げられたということですが、これは大体、これ自体としては大変結構なことだと思いますけれども、六・三％のアップということになろうかと思います。これは当然最低生活の維持費が消費者物価の上昇等でアップしたということの反映だろうということで六・三％というものが見られるのではないかと思いますが、これについてどのようにお考えであるか。

それと、物価が上がれば当然賃金なりの収入は実質的にはその価値は下がるわけですから、そうした貨幣価値の下落した分を見込んで減税しなければ、名目的には減税になっても実質収入ということではむしろ増税になるということもあるわけでありますから。私の方で大体五％程度という物価の上昇ということを前提に考えてみますと、二百万円程度の年収以下の方では一応減税にはなろうかなという数字が出ましたけれども、実質収入という点ではそれ以上の方はむしろ増税になるんではないかという考え方も成り立つわけで、そういう点からどのような検討をされたかという点についての御答弁をお願いいたしたいと思います。

○総務部長（石田雄一君）　神田議員の質問でございますけれども、三点あったと思いますが、まず第一番目の館山市におきます納税義務者のうちの所得の層の中身でございます。現在、住民税のいわゆる所得割に該当いたします納税義務者が一万八千三百五十一

名おりまして、それの内訳でございますけれども、約九六・五％に相当いたします部分がいわゆる今回の税制改正によりまして減税に該当する部分でございます。

参考までに申し上げますと、給与所得、いわゆる収入でございますけれども、六百五十三万円を基準にいたしまして、オーバーするものが増税になるということでございますけれども、六百五十三万円に該当する課税標準額を試算いたしますと約三百六十二万六千円でございます。三番目のところで神田議員ちょっとおっしゃっておりましたけれども、二百万円の収入で積算いたしますと、それが分岐点ではございませんで、三百六十二万六千円、こういうようにお考えいただきたいと思います。

それから、二番目の質問でございますけれども、今回の課税最低限の引き上げが六・三％というようなことと、そのへんの改正の趣旨でございますけれども、一応五十五年度の税制改正の基本方針といたしました考え方を申し上げますと、地方税というのは国と同一の基調から新たに減収を生ずる措置は極力避けたいというような考えがありまして、そういう意味から地方税源の充実、確保ということが出てきたと思いますけれども、その観点に立ちまして、まず一つが住民負担の状況をできるだけ考慮いたしまして最小限の範囲で課税最低限を引き上げるということでございます。それから、これによって減税になりますから、その財源の補てんということが当然出てまいりますけれども、いわゆる持ち出し減税というものが現在地方財政の中で許されない状況にございますから、税率の適用区分の調整ということを行いまして、いわゆる比較的高い所得の階層から税金を取る、それが先ほど言いましたように六百五十三万円以上の部分に属するというものでございます。

それから、均等割でございますけれども、昭和五十一年度以来据え置かれておったものでございますけれども、四年ぶりに今回引き上げまして、いわゆる地方自治体の会費的な意味合いにおいての均等割負担をお願いするものでございます。

三番目の物価上昇とのからみでございますけれども、いまの説明の中にございましたように、六百五十三万円というふうな中での御理解をいただきたいと思います。

○一番（神田守隆君）　六百五十三万円というのは、確かに名目的にそれだけの収入が昨年中あった方が、ことしも六百五十三万円という収入の方は、同じだから、それ以上の方は上がるんだという説明はよくわかるんです。私が言っている実質収入というのは、そういう意味じゃなくて、昨年二百万円収入があった方がことし二百万円収入があったとしても、物価がたとえば五％上がっていれば、その方の収入というのは昨年からみれば百九十万相当だ、実質的にはそういうことになるわけです。そういう百九十万円相当で昨年の課税額としては幾らになって、それがことしの物価上昇分ということで名目的に幾らになるかという試算を私なりにやってみたところが、大体二百万円程度というところが分岐点ではなかろうか、五％という数字は架空の数字ではありますけれども、そういう物価上昇という点からみると、この減税というのは、五％以上の物価上昇というものは当然折り込まれるし、見込めると思うんですが、そういう前提で考えますと、収入が二百万円以上の方は実質的に、むしろ実質収入の点からみると増税になるとい

うふうに言ったわけで、そういう点はそういうことで御理解されてなかったようなんですけれども、そういう点からみると、大体二百万円ということを言ったわけなんで、先ほどの二百万円というのは所得額では百二十五万円になるわけです。給与収入として二百万とすれば所得が百二十五万円ですけれども、そうすると百二十五万というこれよりも上の人、下の人というのでは、先ほど九六・何%という数字倒いましたけれども、これは六百五十三万円以下の収入ということなのか。そういう点からみると、どの程度になるのかお示しいただきたい。

○総務部長（石田雄一君）　神田議員の再質問の件でございますけれども、非常にそのへんの積算むずかしいわけでございますが、一応給与収入二百万円の場合ですと、所得でみますと百二十五万ぐらいに確かに該当するわけでして、それらからいろいろ夫婦、子供二人の標準家庭世帯、それらの諸控除を引いていきますと、課税標準でいきますと二十九万三千二百円ぐらいになるわけです。ですから、課税標準額の表がございますけれども、二十九万三千二百円でございますから、ランクにいたしまして四段階上の部分でございますか、このへんに該当してくるということで、このへんでおおよその税の面を見ますと、今回の改正によりましての減額約七十五万ぐらいになるという数字をつかんでおります。七十五万から約九十八万ぐらいの間になろうかと思います。

以上でございます。

○一番（神田守隆君）　なかなか税金の話だと、こまかい話になるので……。

私は、この問題については、名目的には確かに六百五十三万円以上の方については増税、六百万も収入があればうんと税金を取ってもそのこと自体は問題はないと思いますけれども、それ以下の方については減税、名目的にも減税ということですから、これ自体としては大変結構だというふうに思うわけで、しかしながら十分に減税されてないんじゃないかという点で危惧を感ずるわけで、物価の上昇分、そういったものが配慮された上では実質的には増税になりかねないという問題も出てくるわけで、そういう点では十分に減税がされてないんではないかという点での危惧を感じるわけなんで、具体的な内容については、こまかい資料等について別の機会に説明をいただくということで質問を打ち切ります。

○議長（石井　正君）　他に御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。よって質疑を終ります。

委員会付託の省略

○議長（石井　正君）　お諮りいたします。

議案第三十八号及び議案第三十九号の各議案については委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。――討論なしと認めます。

採　決

○議長（石井　正君）　これより採決いたします。
議案第三十八号及び議案第三十九号の各議案を承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって議案第三十八号及び議案第三十九号の各議案はいずれも承認することに決しました。

議案の上程

○議長（石井　正君）　日程第二、議案第四十号非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。
御質疑を願います。御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。よって質疑を終ります。

委員会付託の省略

○議長（石井　正君）　お諮りいたします。
本案については委員会の付託並びに討論省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。

採決

○議長（石井　正君）　これより採決いたします。
本案を承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって本案は承認することに決しました。

議案の上程

○議長（石井　正君）　日程第三、議案第四十一号昭和五十四年度館山市一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題といたします。
御質疑を願います。御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。よって質疑を終ります。

委員会付託の省略

○議長（石井　正君）　お諮りいたします。
本案については委員会の付託並びに討論省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。

採決

○議長（石井　正君）　これより採決いたします。
本案を承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって本案は承認することに決しました。

議案の上程

○議長（石井　正君）　日程第四、議案第四十二号昭和五十五年度館山市一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題といたします。

御質疑を願います。御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。よって質疑を終ります。

委員会付託の省略

○議長（石井　正君）　お諮りいたします。

本案については委員会付託並びに討論省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。

採　　決

○議長（石井　正君）　これより採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって本案は承認することに決しました。

議案の上程

○議長（石井　正君）　日程第五、議案第四十三号乃至議案第四十九号の各議案を一括して議題といたします。

質疑応答

○議長（石井　正君）　これより質疑に入ります。

通告がありますので順次発言を許します。

二〇番議員石井武敏君。

（二〇番議員石井武敏君登壇）

○二〇番（石井武敏君）　私は、日程第五のうちの議案第四十三号、四十八号、四十七号につきましてるるお伺いしたいと思うわけでございます。

まず第一点目の四十三号でございますが、これは夜間救急診療所を新たに設けるということでございますけれども、これを具体的にどのように運営されていくのかという方途をお伺いしたいわけでございます。

安房郡市の地域の内容を見ましての医療体制は、救急医療の分野が最近とみに進んできておりまして、拡大されてきております。今回の議案の提出もその医療機関の拡大にほかなりません。安房郡市内の医療機関を見てみますと、現在病院が二十四、一般診療所七十四、歯科診療所が四十六施設でございます。医師の数は百三十八名、人口の比率を見てみますと、医師の数は人口千人にあたりまして〇・八名であります。この数値は県の平均をやや上回っております。そして救急医療は地元医師会の協力のもとで、救急あるいは急病患者を対象に、夜間についてはいままで輪番制によって行われたようでございますが、内科、外科の十五の病院、診療所が交互に待機して、日曜、休日の昼間医療機関の当番制によって行っていたわけでございますが、これをもう一歩進めようとする計画であります。非常に大切な分野であると思いますし、一般住民の期待もこの計画に対しては多かろうと思いますので、

なおかつ具体的にどのような方途で進められていくかをお尋ねするものであります。

議案の四十八号でございますが、これは学校安全共済掛金についてであります。その増額がこの議案で出てまいります。

ここで、いわゆる増額の理由としまして二つ挙げられております。給付の件数が年々増加しているという理由、また医療費について診療報酬の引き上げが行われてきているという理由、この二つが理由になっております。

ここで、問題なのは給付の件数が増加しているという現象、現状でございます。この学校共済は、学校内の管理下における、学校で責任を持つ管理下においての事故についての共済制度であります。ですから、この給付の件数が増加しているということは、学校内の管理下における事故がふえているという指摘にほかならないんではないかと思うわけでありますが、これはどのような形で事故が多くなってきているのか。あるいはそれを予防することは不可能であったのか。また事故発生を防ぐための配慮はどのようにいままでなされていたのか。

そこで、当市として、共済掛金は、ちょうど説明書で見ますと、五十二年度から五十五年度に至る共済掛金の運用の内容が示されておりますが、館山市としてこの期間における共済掛金の運用というものは、具体的にどのように運用されていたのか、事例をもって説明願いたいと思います。

次に、四十七号でありますが、これは市民の健康及び体力づくりを目的として、またスポーツの振興という意味から旧四中跡地を利用して体育施設を設けようとするものでありますが、このグラウンド、体育館、プールについて利用の方法、また施設管理の方法について説明を求めるものであります。

以上、三点ですがよろしくお願いいたします。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君）　石井武敏議員の御質問にお答えいたします。

議案第四十三号でございますが、これは昭和五十二年の一月一日から夜間待機施設開設に際しまして、医師会との委託契約の際に近い将来急病診療所を開設するということを前提のもとに契約が取り交されているわけでありますが、今回医師会と安房郡市広域市町村圏事務組合との間で協議が成立いたしましたので、実施しようとするものであります。

この運営方法は、いわゆる公設民営でございまして、安房郡市広域市町村圏事務組合がこれを設置をいたしまして、その運営を安房郡市の医師会にお願いしよう、そういうものでございまして、開設場所は館山市湊の安房医師会病院内におきまして、七月の中旬から実施しようとするものでございます。診療科目は内科と外科でございまして、診療時間は午後七時から午後十一時までの四時間ということになっているわけでございます。

それから、議案第四十八号につきましては、教育長より答弁いたします。

議案第四十七号につきましては、四中跡地でございますけれども、これは館山市営東市民運動場という名称にいたしまして、その整備は六月三十日から芝植え、フェンスの取り付け等が施工されますので、十月頃から多目的グラウンドの利用ができるようになると思います。

体育館は、いままでも四中の体育館として学校開放で地域住民の便を図ってまいりましたので、引き続き開放をいたすわけでございます。

プールについては、これは使用は可能でありますけれども、トイレ、その他の設備が十分ではございませんので、今回お願いいたしました条例にございますように専用使用のみといたしましたが、実際には舘野小学校の専用使用になるものと思っております。

以上、答弁を終ります。

○教育長（安田豊作君）　議案第四十八号の学校安全共済掛金徴収条例の一部改正についての御質問でございますが、これは掛金が三百円が四百円になるという、要するに増額の条例でございますが、増額の理由として給付件数が年々ふえる――確かに学校管理下におけるけがの数が多くふえたということも一つあると思います。もう一つは、給付の軽微なものは事務的に繁雑なために落としておったところもあるやに聞いておりますが、舘山市としてはそういうことなしに非常に申請額、給付額が他市に比べて非常に高額になっております。ですから、ここでいう給付件数がふえたというのは全国的な問題であって、舘山だけの問題ではないということで御承知いただきたいと思います。

全国的には件数がふえたんで、いろいろ推計積算した結果、三百円を四百円にしなければいけないんだ、さらに国庫補助もそれに伴ってふやしてもらうというもとに、こういうことをお願いするということで通知をもらっているわけでございますが、それらの傾向として県単位で行われております。その県単位で行われておりますものの一部を申し上げてみたいと思いますが、三百円というのは、五十二年、五十三年、五十四年と見通しての金額、予算が三百円という積算であったわけです。その三年間を通してみたときに三百円では無理だということで四百円にお願いする。ですから、その間にはいわゆる傷害、疾病の補償見舞金という制度ができました。そういうことで高額な、千二百万と思いましたが、補償見舞金というのが、そういう高額な支出をするようになりましたんで、こういうものを見ますと、今後運営が大変だ、こういうことだと思います。

ちなみに、傷害、廃疾給付件数を――これは五十三年度の例がここにありますけれども、千葉県下で三十五件ございます。小学校が十一件、中学校が十一件、高校が十三件、こういうものが高額な支出になります。

それから、給付金の事業費は三億八百六十三万、約三億でございます。ですから事業収入として給付する金額は三億と考えていただいていいと思いますが、そのうちの一億九千万、約二億が医療費でございます。死亡見舞金及び廃疾見舞金が約一億、こういうことで給付がなされているわけでございます。

もちろん、この間に、ここにもありますが、どんなときにどんな場合にけがが起きるとか、あるいは地域別にどうだとかといういろいろ調査、統計がありますので、こういうものを通して管理下における傷害の起こらないような指導はこの会としてもやっておりますが、これを通して学校自体でも十分管理下のそういう傷害が起こらないような指導はしておるわけでございます。

もう一つの条件、やはり医療費等の値上げ、薬もそうなると思いますが、そういうこともからんで百円の値上げということにな

ったように承知しております。

ちなみに、館山市の状況ということですから、館山市の運営状況は——要するに現行の三百円の徴収でやっております館山市としては、五十四年度、昨年の例でございますけれども、七百六件ございます。それで給付決定額で給付を受けた金額三百三十一万七千三百十五円でございます。掛金は二百四十九万ですから、八十二万ばかりもうけているといいますか、けがが多かったから損しているといいますか、金額的には多額の給付を受けている、こういうことでございます。

○二〇番（石井武敏君）　ただいま御説明を受けたわけでございますが、学校共済につきまして館山市内の状況もわかりましたけれども、そうすると千二百万円の見舞金というのは、どういう場合に給付されるようになっているんですか。

それから、私は、基本的には事故は起こらないように最大の努力をしていただく、しかし事故の起こったものに対してはできるだけの処置をお願いしたい。ですから増額に反対しているわけではないわけでして、賛成しているんですが、それが効率的に生かされてくるようにと思って発言しているわけですが、そういうようにこの掛金はおそらく館山市、あるいは各市町村から県に吸い上げられて、県から国にまとめられて、国で全国的にこれを見て給付していく、そういう状況だと思いますので、館山市内の場合でも掛金よりも給付金の方が多いようでございます。

この七百六件という件数は、何か聞いただけでずいぶん多いんだなというふうに直感的には誰もが思うと思うんですが、どういうような内容のものが一番多かったのか、御説明を願いたいと思います。

それから、救急医療体制の関係でございますが、これは市長さんの答弁にありました、待機施設を決めるときにすでに委託をしたい旨を希望申し上げたら、それを考えておくということで、それが五十二年一月にそういう話し合いがあった、それが実ったものであるということでございますが、その間の市の努力に対しまして敬意を表するものであります。大変これは住民も喜ぶ施策であると思いますが、それだけにどういう内容であるかということにひとしお深く関心を持つものでございます。

ただいま御説明の中にありました運営の仕方でございますが、医師会が内科、外科にわたって診療するということですが、おそらく一名の医者が数名の看護婦とともにやるんではないかと思いますが、具体的に言いますと、ひと晩何人の人が配置されるようになるんでしょうか。医師が何名、看護婦が何名、事務員が何名か、わかればお答え願いたいと思います。

それから、新規事業を運営するためにはもちろん予算が必要でございます。いわゆる委託契約しておりますので委託金が必要でございますが、この新規事業に関する委託金はどの程度の額なんでしょうか。この夜間診療所を運営するための必要な経費といいますか、予算といいますか、委託金、この金額をお示し願いたいと思うわけでございます。

おそらく、これは安房郡市の医師会でございますので、安房郡市全域にわたる利用率、利用方法等に具体的にはなろうと思いますので、その際の他の市町村との関連の負担割合はどのように考えられておりますか。それは、いままでいろんな事業が安房郡市

の広域市町村圏組合で行われました、そういういままでの前例に基づいた負担割合の分け方なんでしょうか。そのへんのところをもう少し明確にしていただきたいと思うわけでございます。

以上、質問いたします。

○教育長（安田豊作君）　見舞金制度ができたと言いましたが、これは死亡見舞金が千二百万でございます。廃疾見舞金が最高千五百万でございますが、十四段階に分かれております。

それから、どんなけががどんなときに起こるかということでございますが、小学校ですと骨折が最高でございます。次が捻挫、それから挫傷といいますか、擦過傷といいますか、そういうけがでございます。どんなところでということですが、最高がやはり校庭とか運動場が最高でございます。次に教室とか体育館、あるいは体育の遊戯施設、そういうところでございます。

中学校の場合も捻挫、骨折でございます。場所は運動場とか校庭というところで起こっています。

○民生部長（鈴木　力君）　夜間急病診療所の体制でございますけれども、現在医師会との間に安房郡市広域市町村圏事務組合におきまして協議を重ねておるようでございますが、協議の中で、体制といたしましては、医師を二名、ときによっては一名ということでございますが、これを医師会の会員の輪番制によって行う、こういうことでございます。それから看護婦につきましては二名ということでございます。そのほか事務員一名。こういった体制でもって実施する、こういうことでございます。

それから、経費につきましては、委託料の関係でございますけれども、大体ひと晩でございますが――これは七時から十一時までの四時間でございますけれども、医師一名につき二万七千円以内ということでございます。看護婦一名につき七千円以内、それから事務員一名につき六千円以内、こういう委託金を支払うということで現在予定しております。

総額につきましては、年中無休の形でございますので、三百六十五日、総額で千八百五十六万四千円見込んでございます。

それから、他の市町村との経費の負担の関係でございますけれども、これにつきましては総額のうち三分の二が県からまいりまして、三分の一が各市町村ということになりますが、均等割を二〇％、実績割――実績割というのは当面救急車によるいわゆる搬送件数、これを実績割といたしまして八〇％、こういうことで考えられております。

館山市におきましては、総体の五七・八％を当面負担する、こういうことになっております。

○二〇番（石井武敏君）　救急医療につきまして御説明を受けたわけでございますが、現在協議を重ねていて医師が一名乃至二名それに付く、看護婦二名、事務員一名、ですから五名のときと四名のときがあるわけですが、原則として、これは一名から二名というのはどういうふうに考えてみたらいいんでしょうか。一名は必らずいるということで、都合がついたとき二名になるということですが、御説明願いたいと思います。

それから、負担割合につきまして、人口割というのが入ってないんですが、何か特別な理由がありますか、お聞かせ願いたいと思います。

また、夜間の利用が必要になる場合はいろんな事例がありま

けれども、どんな疾病ですね、いわゆる腹痛とか頭痛とか、簡単にそういうふうに済むものから、複雑、高度な、専門の医療技術を必要とする場合、多岐にわたると思います。たとえば住民が交通事故による脳の損傷があったとか、心臓の発作とか、脳及び心臓の高等な技術を要するもの、緊急を要するもの、そういうものができる場合があるわけでございますが、そういうときの二次救急医療機関、三次救急医療機関、そういうものはどういうふうに考えられているんですか。いわゆる初期診療で考えられないものです。当然そういうことが起こり得ると思いますので、お尋ねするわけでございます。

それから、ただいまこの事業に関する委託料に関しては御説明願ったわけでございますが、この議案の説明資料の中の二九ページの説明の中の、いままでやりました夜間待機施設、在宅当番医の関係、日曜当直医の関係、これはそれぞれ幾らの委託料をそれぞれ払ってやってきたんでしょうか。一応の比較は必要であろうと思いますので、お尋ねするわけでございます。

それから、いわゆる学校共済制度の関係でございますが、あらあら理解をしました。先ほど申しましたように、事故の起こらないように配慮をしていただきたいと思いますし、また起こった以上はできるだけの救済方法が必要だろうと思うわけでございます。

それで、この学校共済の……これは学校内の、学校管理下に基づく事故を対象としているわけでございます。学校外を対象とした学童共済があるわけでございますが、この際関連をして確認しておきたいと思うわけでございます。学童共済との関係は、どういうような今回の値上げの事例に基づいて関連性を持っているのか、腹案があるのか、現状はどうなっているのか、足りないのか、足りるのか、件数はどのくらいでどうなっているのか、現在掌握している範囲でお答え願いたいと思うわけでございます。

それから、先ほど御説明がありました市営の東市民運動場についてでございますが、これは工事の方法、進み具合、いろいろな段階があると思いますが、大体一応の完成になるまで何期工事まで組んであるんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○民生部長（鈴木　力君）　今度発足いたします夜間急病診療所の医師の体制でございますが、先ほど一名乃至二名と申し上げましたけれども、原則的には内科、外科それぞれ一名のお医者さんにお願いしよう、こういう考え方でございます。ただ、夜間待機施設との関係がございまして、たとえば鴨川、あるいは天津小湊等の遠距離にございます地域の患者発生、事故発生の際の患者の受け入れにつきましては、最寄りの夜間待機施設に収容する、こういうような話し合いがなされているわけでございます。こういうことから医師会のローテーションの都合によりましてそれぞれ一名乃至二名急病診療所で勤務する、こういうことでございます。

それから、なお先ほど申しました経費の負担割合でございますけれども、先ほど実績割と申しましたのは、館山市は七〇％、他の市町村が三〇％の人口割合で当面五十五年度は仮算定いたしまして、実績の確定した翌年度におきまして精算する、こういうことでございます。

それから、患者の重症度による各救急体制でございますけれども、これにつきましては昭和五十一年五月に安房郡市の地域の救急医療体制をどのように設置し、またどのような考え方に立って

体制づくりをまとめるかというようなことで、安房郡市地域医療協議会の中に専門部会といたしまして休日、夜間救急診療懇談会というものが医師会と市長との間につくられたわけでございます。それで約六カ月間検討を続けまして一つの答申がまとまったわけでございます。その中で、いわゆる救急体制の整備計画の中に第一次の初期救急体制といたしまして夜間急病診療所の設置が必要である、こういうことであったわけです。それから第二次の救急体制として夜間急病診療所からスクリーニングされて入院が必要とされる救急あるいは交通事故による重傷患者、こういったものにつきましては夜間待機施設に収容するということでございます。それから、なお第三次の救急体制といたしまして、これは県が受け持ちまして、いわゆる脳外科、あるいは循環器系の重症患者、こういうものに対しましては県のいわゆる救急医療センター――これはすでにできておりますけれども、ここへ収容し治療に努める、こういうことでございまして、一次、二次、三次の一つの体制というものはあるわけでございます。それで今回はいわゆる第一次の初期診療、夜間の急病診療所というものを設置したということでございます。

それから、なお夜間待機施設の経費負担でございますけれども、昭和五十五年度におきましては総額二千七百七十七万五千円を予算計上されております。これにつきましては県の補助金が三分の二でございます。市町村負担金が三分の一、こういう負担割合でございます。

それから、休日当番医制につきましては、県のほうの補助要綱に各地域の医師会の会員の数によりまして決まっておりまして、百人から二百人につきまして三百七十七万四千円ですか、こういう数字が出ておるわけでございます。

○教育長（安田豊作君）　学校安全共済会と館山市の学童共済との関係についてですが、これは御承知のとおり学童災害の方は学校管理外の、自宅に帰ってからの災害についての見舞金制度でございます。件数についてはちょっといま手元にデータがありませんが、現在のところ三月予算をお願いいたしましたとおり、小中学生一人百円の掛金で足りております。繰越金百五十万を予想してございますが、その程度の余裕をもって運営されているわけであります。これは、一つは多くの子供が学校外ではスポーツ傷害保険に入る数がふえたということ、それから子供会が結成されまして子供会の共済制度にも加入しております。そういうことで学校外でも傷害というものは非常にスムーズに――よくなった、こういうことでございます。

○議長（石井　正君）　四十七号の答弁。

○教育長（安田豊作君）　市長からお答えいたしましたとおり、きのうから芝植え工事が始まりまして、一期で完成する予定でございます。それで九月末までに完成――枯れたら植え直すということで予定しています。フェンスについては七月末完成ということでございます。あとは残った建物について小修理があると思いますが、小修理については教育委員会の方に少し修理費が組んであります。それによって小修理を行っていくということで進めたいと思います。

○議長（石井　正君）　以上で二〇番議員の質問を終ります。

（一番議員神田守隆君登壇）

○一番（神田守隆君）　議案第四十三号、四十四号、四十五号、四十七号、四十八号についてそれぞれ質問いたします。

議案第四十三号については、安房郡市広域市町村圏事務組合規約の一部改正ということで、夜間急病診療所を安房医師会病院内に設置するということで、いままでの石井議員の質問の中でかなり具体的に話が進められたというふうに思いますので、簡単に質問したいと思います。

一つは、この夜間急病診療所ということでありますけれども、急病診療所ということになると、救急車で送り込まれる施設という意味なのか、それ以外にも夜間に急病になったということでここに駆けつけても診療を受けられるのかどうか。その点を説明願いたいと思います。

それから、議案の四十四号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。一億五千六百万余の差し引き残金を生じたということでありますけれども、この一億五千六百万の差し引き残金を生じたその理由はどのようにお考えであるかということであります。

四千万円の繰り越しということが三月以前での見込みであったわけですが、それからいくと大変な見込み違いで——結果的にはいい見込み違いであったわけです。この理由——どういうことから差し引き残金を生じたのかということです。

この残金を財源にして減税に充てたり、あるいは基金の積み立て、本年度医療給付に対する財源留保に充てたいということを言っているわけですが、それぞれどういうふうに、幾らずつ、この財源を利用するというふうに考えたらいいのか。

差し引き残金を生じた理由によっては、すぐに納税者に還元するほうが効果の期待ができるということもあろうかと思うわけで、そういう点から残金を生じた理由ということと含めてこの残金の使い道といいますか、その点についての質問をするわけです。

議案の第四十五号、工事請負契約の締結についてでありますが、指名競争入札に参加した業者の名前をお知らせ願いたいと思うわけです。入札は何回やったのか。そして、そのすべてにおいて三菱建設株式会社千葉営業支店が最低価格入札者だったのかどうかという点ですね。

それから、指名競争入札によったその理由は、どういう理由で指名競争入札によったのか、この点での説明をお願いしたい。

それから、地元業者の育成ということも大切な点だろうというふうに思うわけですが、その点ではどのようなお考えをお持ちなのか。この工事についても規模や何かから地元業者にはなかなかむずかしいということがあるのかどうか。そういう場合に分割して発注するとか、そういうような手だてなどは十分考えられてもいいのではないか、研究する余地があるのではないかというふうに思うので、その点についてはどういうふうにお考えであるか。

議案の第四十七号ですが、館山市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。これは統合でなくなった四中の施設を利用するということでありますから、体育施設ということで利用しよう、その趣旨は大変結構なことと思いますけれども、その料金の点で、現在ある体育施設と一貫した使用料にするということについてはどうかと思うわけで、わざわざそのために作った施設でもないわけですから、また地理的に見て

も旧四中の通学区域の住民の利用料が高くなるというような地域的なことも考えられると思うわけで、この一貫した使用料にするということは何らかの工夫をしてもっと料金を安くするということが必要ではないかと思うんで、一貫した料金にした理由をお聞かせ願いたいと思うわけです。

議案の四十八号、館山市学校安全共済掛金徴収条例の一部を改正する条例の制定ですが、掛金のアップについては先ほど御説明がありましたからいいわけですが、それで質問はいたしませんけれども、負担割合について、小学校、中学校については五分、五分という負担割合になっているわけですが、幼稚園が一対二・七保育所は一対三というように大変保護者の負担が多くなっている、この点についてどういう理由で保護者の負担が多いのか、このへんについての説明をお願いしたいわけであります。

以上。答弁によって再質問いたしたいと思います。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君）　神田議員の御質問にお答えをいたします。

議案第四十三号についてでございますが、施設の受け入れにつきましては、救急車はもちろんのことでございますが、一般の患者も受け入れることになっております。

議案第四十四号でございますが、残金が出た理由ということでございますが、これは医療給付費が予想以上に伸びなかったということ、前年対比約一〇〇％であったということでございます。その理由としては、やはり受診の自然増がなかったということと、それから医療費の改定がなかったということが大きな原因だろうと思います。

そして、一億五千六百七十四万円ほどの残が出たわけでございますので、そのうちその半額の七千八百三十七万を基金に積み立てたい、残りを次年度へ繰り越すということでございます。

議案第四十五号でございますが、この経過を申し上げますと、六月二日に指名業者十社により指名競争入札を執行いたしましたが、落札者がおりませんでしたので、引き続き再度入札及び再々度入札を、計三回の入札を実施いたしましたところ、いずれも予定価格に達せず、落札に至らなかったわけでございます。したがいまして地方自治法施行令の百六十七条の二第一項第六号の規定では、再度の入札に付し落札者がないときは随意契約をできることになっているわけでございますので、したがいまして最低価格者でございました三菱建設株式会社より見積もり書を徴しまして一億八千六百五十万で仮契約をいたしたものでございます。

各入札の内容につきましては、これは答弁を差し控えたいと思います。

業者の指定につきましては、従来から地元建設業者を優先的に指名いたしており、地元業者の受注の機会の確保を図り、その育成に努めてまいっておりますが、今回の工事につきましては、急峻な山間部における工事でありますために、多くの機材と極めて高度な技術を要する大規模工事でございますことから、資力及び技術者並びに人員、機材の豊富な大手業者を指名いたしたわけでございます。

ちなみに、指名業者は、青木建設株式会社、大林組、奥村組、鹿島建設、熊谷組、五洋建設、飛島建設、戸田建設、三井建設、三菱建設でございます。

この業者の指定につきましては、館山市内を工事現場とする公共工事の指名実績及び館山市内における工事の施行実績を勘案し、資力、技術者、人員、機材の豊富な業者を指名したわけでございます。

議案第四十七号につきまして、学校を廃止してつくった設備だからもっと安くできないかというお話でございます。今回の館山市営東市民運動場は社会体育施設としてつくるものでございますので、やはり他の施設と一貫した、平等した、同じような扱いをする必要があると思うわけでございます。そういう意味で同一の料金にいたしたわけでございます。

議案第四十八号につきましては、小、中学校、幼稚園、保育所等で掛金に差があるではないかという御質問でございますが、義務教育諸学校については三分の一、非義務教育諸学校については九分の一の国庫補助となっているわけでございまして、補助金の差がございます。したがいまして掛金の差が出てくるわけでございます。

以上、答弁を終ります。

○一番（神田守隆君）　四十四号、国民健康保険税条例ですけれども、受診の自然増がなかったということからこれだけの差し引き残金が生じたんだということを言っているわけですから、やはり、基金条例というものが昨年つくられたわけですけれども、市民の国民健康保険税を払っている立場から見れば、やはりむだな診療そういったものをしなかったことのあらわれではなかったかと思うんです。そういうことでは大変結構なことだと思うんですが、そういう点からすると、それが減税という形で直接わかりやすく市民にはね返ってくるということが政策的にも大事なことではないかということで、基金の積み立てに半分いってしまう、これがなければもっと大きな減税が可能だったわけで、いまの減税幅の倍の減税幅にすることも可能だったわけです。そういう点から、大変、いまの基金条例の問題点というのがそのまま出てきたのではないかという感を強くするわけなんです。この基金を今後こんな形でやっていくと、そのたんびに……あるいは赤字になったときにはこの基金から繰り出すということは当然あると思いますけれども、基金ばかりふえてしまうということで、そこらの考え方をどういうふうに考えているのか。さらに、積極的に一般会計からの繰り入れという問題がこれまでもたびたびいわれてきたわけで、その点で改めてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、議案の四十五号ですが、三菱建設と随意契約をしたということでございますが、最低価格入札者だったということですけれども、三回のすべてにわたってそうであったのかどうか。先ほど答弁が抜けておったと思うのでお答え願いたいと思います。

やはり、地元業者優先ということを言ってみても、現実にいま聞いたお話では地元業者ではなくて、いわゆる大手の会社だけであろうかと思うわけです。それは工事の難易度あるいは工事の規模、そういうことからそういうふうになったんだというようなお話でありますけれども、ここで一般競争入札によらずに指名競争入札によったという理由についての説明はまだなかろうかと思います。そういう点についてどういうことなのか説明願いたいと思います。

もちろん、一般競争入札が自治法の原則であるわけですから、

指名競争入札による場合には特定の理由がなければできないというふうにはっきり制限されているわけですから、そのへんについての説明をお願いいたしたいと思います。

それから、技術的な問題というのも含めるということで、そういう説明も受けたいわけですが、工事が非常にむずかしいということですけれども、分割発注なり、地元業者にこういう工事については分割発注をして請け負いをさせていくということについての検討をしたのか、しないのか。ここらへんについての説明を—検討の結果としてはどういうことであったのか説明をお願いしたいと思います。

以上。

○民生部長（鈴木　力君）　国民健康保険財政調整基金の考え方でございますけれども、御承知のように国保の基金を五十四年度に設置したわけです。その目的といたしましては、いわゆる国保における医療需要の増高に伴いまして医療費は過去逐年非常に大幅に増加をしてまいりまして、たまたま五十四年度におきましては横ばいの状態であったわけですが、しかしながら将来にわたりましてなお医療費の改定やら、あるいはまた健保法改正による国保への影響等いろいろ流動的な要素があるわけでございます。こういうことを勘案いたしまして、なお県におきましても医療費の二カ月乃至は一・五カ月——館山におきましては二億に相当するわけでございますが、その程度の金額につきましては予備費なり、あるいは基金に備蓄しなさい、こういうような要請があるわけでございます。

こういう関係を踏まえまして、長期的展望に立ちまして、国保の健全財政というものを図るにはどうしても必要であるということでございまして、今後いま申し上げました趣旨に従いまして、基金の蓄積をいたしまして、将来の医療費の増大な支出、あるいは被保険者の過重な負担を避けるために、このような国保の基金に剰余金等につきましては積み立てをいたしたいということでございます。

○総務部長（石田雄一君）　まず四十四号の関係でございますが、一般会計からの繰り入れの件でございますが、現在県のほうにおきましても財政担当主管部課長会議等でもいろいろいわれておりますけれども、国保会計への繰り入れということが、地方財政非常に逼迫している折から、非常に問題ありというような議論が出ておりまして、各団体ともこれらについては慎重な検討をしているわけでございます。県下で十三団体ばかり繰り入れをしてございまして、たまたま館山市の場合五十四年度二千万円を入れたわけでございますけれども、できるだけ国保会計の共済的な面からも国保税を該当の納税者に負担をいただくということがやはり基本でございますし、またそのようなＰＲも常々していかなければ広い納税者からの了解が得られないんじゃないかという考えがございますけれども、先ほど民生部長言いましたように、一応の基金の積み立てを目標としている現在においては、極力その面での充実を図るというのが考え方でございます。

それから、四十五号の関係でございますけれども、三回の入札いずれにおきましても三菱建設株式会社が最低でございました。

それから、一般競争入札の関係でございますけれども、神田議員おっしゃるように、できる限り不特定多数の業者を競争させる

ということが非常に有利な条件を引き出す方法ではございますけれども、現実にこの方式をとりますと、手続の繁雑を面、あるいは経費の増高を来たすという面から、一般競争入札と随意契約との中間方式でございます指名競争入札、これによるのが本市の例でございまして、過去に一般競争入札の例がございませんし、他の団体を見ましてもこういった方式をとるというところは極めて皆無でございます。

次に、分割発注の件でございますが、先ほど市長の答弁にありましたように、事業の特殊性等からいたしまして、限られた工期にこれだけの内容をやっていくということから、今回は控えたわけでございます。

○一番（神田守隆君）　四十四号ですけれども、大体二億を基金なり予備費で備蓄していくということですけれども、基金から繰り出しをして減税に充てていくというようなお考えでおるのか。仮定の話ですけれども、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

指名競争入札によった理由というのは、確かに、慣例的に他の町村が一般競争入札をあまりやってないというのは、事実としてそういうことかもしれませんけれども、逆に一般競争入札をやることによって減額をしていくことができたという実績をもっている町村もあるわけでございます。

しかも、自治法の施行令の中でも、一般競争入札によるのが原則で、それがやれない場合にはということで、特に条件――こういう条件に該当する場合に指名競争入札によることができるということがうたってあるわけですが、いま慣例であるとか、慣習であるとか、そういう説明では筋の通った説明にはならないと思うわけです。この点については、特に契約の性質または目的が一般競争入札に適しないとか、契約の性質または目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとか、一般競争入札に付することが不利と認められるとき、という三つの事例を具体的に挙げられているわけですが、どれに該当するのか具体的にお答えいただきたいと思います。

○市長（半澤良一君）　国保の基金の問題でございますが、先ほど民生部長から御答弁いたしましたように、剰余を生じた場合にはその二分の一を基金に積み立てるということ、それから県から一・五カ月乃至二カ月分は積みなさいという指導がございますので、それが満たされるまでは積んでいきたい、それが満たされたあとは減税に回したいということでございます。

○総務部長（石田雄一君）　議案の第四十五号の関係でございます。指名競争入札によることができる場合の要件、そのへんの兼ね合いの質問でございますけれども、これは慣例によるという形でやっているんではなくて、やはり指名競争入札によることが今回妥当であったという判断をしてございますが、その一つ、性質または目的が一般競争入札に適しないこととというようなことでございまして、工事の内容等から非常に繁雑な手続、あるいは経費をもってやるほどの事業でなかったかという判断がここにございます。二番目が、競争者が少数であるときということでございますけれども、一応業者の選定要件を設定いたしまして、それによって最終段階で十社が該当してきたということで、十社をもっての競争

者は妥当であったんじゃないか。それから三番目の不利と認められるときということでございますけれども、これにつきましては別に関係業者の通報等、一般競争入札の公正な執行を防げることとなるおそれが別になく、あるいはその特殊な構造建築物等の工事で一般競争入札によらざるを得ないというような理由も特にございません。――失礼いたしました。特殊な構造等の工事、または製造といったような該当事項、これらについては先ほど市長が説明申し上げましたような事情にあったわけです。これらの事情によりまして指名競争入札を行ったわけでございます。

○一番（神田守隆君）　いまの指名競争入札によった説明なんですけれども、結果的には十社というように、いわゆる大手企業だけが指名を受けてそして入札に参加した。その理由としては非常に工事の内容、そういったことがあるかと思いますが、地元業者も一般競争入札によった場合には参加できたんではないかという危惧を依然として感じるわけですので、そういうことで地元業者の育成ということを言葉の上で言っても、現実にはこういうところで指名業者からはずされるという形で、十分その趣旨が生かされていないのではないか。その点では入札の、契約をやっていく上の行政の面では、いまのやり方では非常に不信を感じる点があるということで、その点を一つ申し述べて――この点については答弁を求めても、公正にやっているとしか言わないわけですが…。

質問は打ち切ります。

○議長（石井　正君）　以上で通告者による質疑を終ります。

通告をしない議員で御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

委員会付託

○議長（石井　正君）　ただいま議題となっております議案第四十三号乃至議案第四十九号の各議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で午前の会議を休憩とし、午後一時再開といたします。

午前十一時三十分　休憩

午後　一時三十二分　再開

○議長（石井　正君）　午後の出席議員数二十六名、休憩前に引き続き会議を開きます。

請願書の上程

○議長（石井　正君）　日程第六、請願第三号市区町村社会福祉協議会の法制化並びに拡充強化に関する意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

請願書の朗読を願います。

（書記朗読）

○議長（石井　正君）　朗読は終りました。

請願書の趣旨説明

○議長（石井　正君）　次に、請願趣旨について紹介議員の説明を求めます。

（一三番議員近藤好雄君登壇）

○一三番（近藤好雄君）　紹介議員を代表して請願の趣旨を御説明申し上げます。

ただいま朗読したとおりでございますが、現代社会の複雑、多様化する変化に対応できる地域社会の活動の促進については、現行社会福祉事業法におきましては、社会福祉協議会は都道府県を区域として事業を行う旨規定されており、市区町村福祉協議会については何ら規定されておりません。しかしながら、市区町村福祉協議会はそれぞれの地域社会において住民福祉の増進のため各種の活動を実施いたしておりますことは御承知のとおりでございますが、今後さらに地域福祉活動を推進していくためには、どうしても市区町村社会福祉協議会の充実が必要となってまいりました。

そこで、住民生活に最も密着している市区町村社会福祉協議会の活動を積極的に助長するとともに、充実強化を図るため、これが法制化を関係機関に働きかけていただきたいというのが請願の趣旨でございます。

なにとぞ採択を賜りますようお願いいたしまして、請願趣旨の説明といたします。

○議長（石井　正君）　以上で説明は終りました。

委員会付託

○議長（石井　正君）　本請願書につきましては文教民生委員会に付託をいたします。

延会　午後一時三十七分延会

○議長（石井　正君）　お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明七月二日及び三日は委員会審査のため休会、次会は七月四日午前十時開会といたします。その議事は議案第四十三号乃至四十九号にかかる各委員会の審査の経過並びに結果の報告、討論、採決等といたします。

この際申し上げます。各議案に対する討論通告の締め切りは、七月四日午前九時までにありますので申し添えます。

○本日の会議に付した事件

一、議案第三十八号乃至議案第四十九号

一、請願第三号